

緊急時の対応について(案)

児童・生徒の命を最優先で守る！

(災害)

杉並区に震度5強以上の地震が発生した場合、震災救援所が立ち上がります。

<地震発生時> (火災も地震も避難訓練と同じ)

- ・自分の身は自分で守る「おちてこない、たおれてこない」場所に避難する。
- ・揺れが落ち着いたら避難 ※校庭に避難する場合と、教室待機の場合がある。
- ・階段、廊下等の安全確認
- ・上靴をしっかりとらせる。防災頭巾着用(児童)
- ・避難場所で、人員確認。
- ・けが人等の対応(保健室)
- ・緊急メールが送信できれば「引き取り」のメール。(原則保護者の引き取りとする)
- ・行動の早い地域の方は、この時点で学校に避難してくる。(※すぐメールはR5年度で契約終了)
- ・震災救援所設置後受付を行うことを伝え、校庭に整列してもらう。
(一般者の入り口は昇降口の一カ所に限定。新型コロナ対応受付票を記入するか、検温。)
- ・校舎内の安全点検・避難所設置準備(地域と協働する)

<初期対応>

- ① 総括班 学園長・副学園長 区無線による連絡
- ② 避難者対応班(この場合『児童・生徒の避難対応』生活指導主任が中心)
- ③ 施設の安全点検班 用務主事

<避難所運営>

※教員は原則児童・生徒の看護に回る。

学年の児童・生徒管理、保護者への引き取り完了まではできるだけ職員は残留する。

- ① 庶務・情報部 学園長・副学園長
- ② 物資等配給部 栄養士・PTA
- ③ 救護・支援部 養護教諭
- ④ 施設管理部 用務主事・その他動ける教職員・中学部生徒(高円寺サポーターズ)

(不審者) ※不審者対応訓練参照

不審者の場合は以下のように放送する。

「学園長先生、〇〇(侵入場所)にお客様です。〇〇(侵入場所)にお客様です。

担当の先生方お集まりください。廊下や校庭に居る児童・生徒は、教室に戻りましょう。

特別教室にいる児童・生徒は、その場にいます。」

不審者に遭遇した教職員は、他の職員に伝えてから対応する。伝えられた職員は笛で合図する。

A 不審者対応(さすまた)。B 安全確保(報告者)・児童・生徒管理。C 安全確保(フロア確認)・児童・生徒管理 ※年度当初に学年や専科で役割分担を行い確認しておく。

担当 A は、担任児童・生徒を担当 B のクラスに移動させ、さすまたを持って不審者対応に向かう。さすまたは、各学年・専科等で管理する。